

唐津市立湊中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

唐津市立湊中学校

1 策定の定義

いじめは人権の侵害であり、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為である。そのため、「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうる」との認識を持ち、校長を中心に学校組織全体で対応する必要がある。そこで、本校ではこれまでの①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域・関係機関と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

○いじめの防止は、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。

○いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにして、学校・学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。

○いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

(1) 「生徒理解協議会」の開催

全職員で毎月実施する生活アンケートや年2回のいじめアンケート結果等をもとに生徒の様子や変化について情報を共有し、共通理解することで問題の早期発見に努める。

(2) 「湊中学校いじめ対策委員会」の設置と役割

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭及び学校評議員（いじめ防止対策委員）による「湊中学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

4 いじめの未然防止の取組

生徒が、友達や教職員と信頼関係を築く中、安心安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくり、学校づくりを行う。その際、全職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて、「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードにいじめを許さない学校づくりを進めていく。

(1) 道徳・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身につけさせるため、学校の教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育の取り組みを行う。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう生徒会活動などの特別活動を充実させる。

(3) 人権週間の取組

毎年12月に「人権週間」を設定し、道徳・特別活動等の時間を中心に人権・いじめ防止に関する学習活動を集中して行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止の取組

生徒の携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育や啓発活動の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめ防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りやPTA活動、学校評議員会等を通じて、いじめについての学校の考え方、予防策、あるいは問題が発生した際の対応等について、積極的に情報を発信し、理解を求める。また、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性等、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは、教職員や家族等、大人の目につきにくい時間や場所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、日頃から鋭い観察力で生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃がさないようアンテナを高くし、情報収集に努める。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に努め、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。以下の取り組みを柱に、いじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整備する。

(1) 相談体制の整備

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

① 担任による面談

教育相談週間を年2回実施し、個人面談を行い、学校での生活状況や友人関係、進路面等について話し合う。気になる情報については、関係職員、保護者、生徒指導主事、教育相談担当、スクールカウンセラー等で情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談便り」やスクールカウンセラーによる「命の授業」を全学年で実施し、スクールカウンセラーに相談しやすい体制づくりを行う。

③ 相談窓口の充実

学校の教職員やスクールカウンセラー以外にも、県の学校いじめホットライン及び心のテレホン（365日24時間対応）等、電話相談による相談もできることを生徒へ周知する。

(2) いじめに関するアンケート調査

いじめを早期発見するため、在籍する生徒及びその保護者に対するアンケート調査を次の通り実施する。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果を期待する。

① 生徒対象いじめアンケート調査 県調査・・・年2回 学校調査・・・月1回

② 保護者対象いじめアンケート調査 県調査・・・年2回

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に学校組織全体で対応することで被害生徒を守り、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちにいじめ対策委員会を開催し、アンケート調査や被害・加害生徒からの聞き取り調査を実施するとともに、速やかに教育委員会に第1報を入れる。

② いじめの認知

湊中学校いじめ対策委員会は、いじめの定義を踏まえ、聴取した内容や確認できた内容を総合的に検討し、いじめ認知の判断を行う。いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会に第2報を入れる。以後、新たな事実が確認でき次第、随時、報告する。次に、迅速に対応方針・役割分担等を決め、被害・加害生徒・保護者等への対応を協議し、校長の指示のもと学校組織全体で取り組む。また、事案の状況によっては、PTA役員・学校評議員・スクールカウンセラー・スクールサポーター・警察等の外部委員を加えた拡大対策委員会を開催し、対応を協議する。なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、生徒指導主事や学年主任、担任等により被害・加害生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ・生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ・生徒に金品等に重大な被害を被った場合

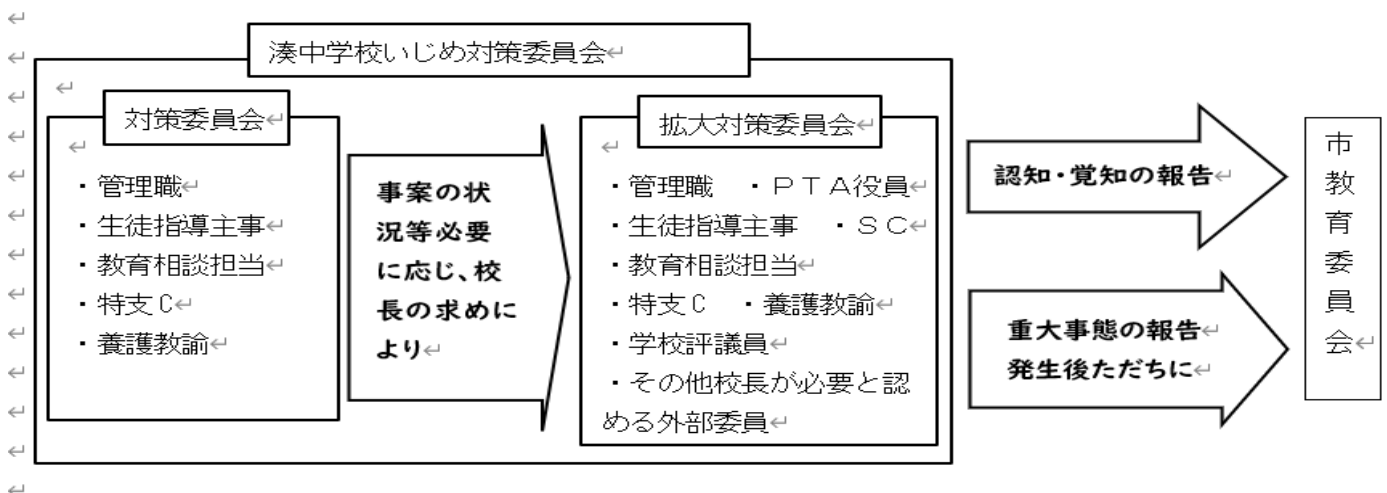
② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

③ その他の場合

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(3) 対応のフロー図



いじめの情報のキャッチ

- ・「いじめ対策委員会」の招集
- ・ いじめられた生徒を徹底して守るための体制を整備

正確な実態把握

- ・ いじめられた生徒からの聞き取り
- ・ 保護者からの聞き取り
- ・ アンケート調査の実施
- ・ いじめを行った生徒、周囲にいた生徒からの聞き取り
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確な事実確認と共通理解を図る

指導体制・方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明らかにする
- ・ 全教職員の共通理解を図る
- ・ 対応する教職員の役割分担を決め、組織的に対応する
- ・ 教育委員会や児童相談所・警察等の関係機関との調整

生徒への指導・支援

- ・ いじめた生徒に、いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、他人の人権を奪う大変卑劣な行為であることを理解させる
- ・ 周囲にいた生徒にはやしたてたり、傍観する行為もいじめを助長することになり、許されない行為であることを理解させる

〈保護者との連携〉

- ・ いじめられた生徒の保護者に直接会って状況を説明し、今後の具体的な対応について伝え、支援を行う
- ・ いじめた生徒の保護者に直接会って状況を説明し、生徒に自分が行った行為について十分に非を認めさせ、謝罪方法等について助言を行う

今後の対応

- ・ いじめられた生徒・いじめた生徒に継続的に指導やケアを行う
- ・ 教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、いじめられた生徒を守り、心のケアに努め、立ち直りを図る
- ・ 生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を重点に置いた学級経営を行う
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、一人ひとりが大切にされる学級経営を行う

7 いじめの再発防止の取組

被害生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図ったあと、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は教育委員会に報告する。

8 職員研修

スクールカウンセラー等を講師に招いて、学期に1回職員研修を実施し、いじめ対応の指導力の向上を図る。

5月・・・いじめの定義の確認といじめを見抜く力の育成を図る研修

8月・・・いじめ対応についての指導力の向上を図る研修・・・事例研究会等

2月・・・いじめ防止等の取り組みについての課題や次年度の取り組みについての研修

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について、定期的に「いじめ問題への取り組みについてのチェックリスト」を活用し、学校自己点検を行い、改善充実を図る。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し、PDCAサイクルで改善を図り、次年度に向けた取り組みに生かす。